

ボランティア活動奨励賞について

1 経緯

負担金、補助金、成長支援事業は、あらかじめ幹事会が事前調査を行い、審査会にあげる事業を選定し、審査会は、対象団体のプレゼンや質疑等を経たのち対象事業を決定している。

一方、奨励賞は、幹事会、審査会ともに、推薦書類（他薦、自薦）のみで審査するため、委員・幹事から「ボランティア団体の活動実態が分からず、評価しづらい」とのご意見をいただいたことから、平成28年度より、幹事会が審査会に付議することを決定した団体の現地調査を実施することとした。

2 令和2年度現地調査

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針の「不要・不急の会議・研修会等については、原則、中止又は延期。開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策を施したうえで開催することができる。」を踏まえ、11月12日の幹事会において審査会の審査対象と決定された団体について、団体の活動状況や、幹事会で出された意見を踏まえた確認事項等についてメールや電話等による聴取を実施した。

(1) 対象となる団体

幹事会で、審査会に付議することを決定した団体

(2) 調査事項等

応募書類のみでは実態が分からない事項や、幹事会で出された意見を踏まえた確認事項等について、メールや電話等による聴き取り調査を行う。

なお、各団体への共通確認事項として、今後の活動並びに受賞の効果については、必ず聴取することとする。

(3) 調査者

かながわ県民活動サポートセンター職員

(4) 実施時期

令和2年11月13日から11月30日

(5) 報告方法

調査終了後、その結果を「奨励賞候補対象団体調査票」に取りまとめ、速やかに幹事長及び幹事長職務代理者に報告し了解を得た後、審査会に報告する。

【根拠】

(神奈川県ボランティア活動推進基金審査会規則)

第2条 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会（以下「審査会」という。）は、かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）第7条に規定する事業等の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(ボランティア活動奨励賞実施要領)

第4条 知事は、前条の規定により候補者の推薦があった場合には、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会（以下「審査会」という。）に被表彰者の選考を諮問する。

2 審査会は、諮問を受けて調査審議を行い、その結果について知事に答申する。

(かながわボランティア活動推進基金21事業等の募集のご案内)

Ⅱ. 基金21の4つのメニュー

個別事業 ボランティア活動奨励賞

1 事務等の流れ ③選考

審査会は、推薦書類及び幹事会による事前調査の結果報告等をもとに総合的な審査を行い、推薦されたボランティア団体等の中から、奨励賞の被表彰者としてふさわしい団体等を選考します。

Ⅲ. 審査

1 審査の方法・流れ

(3) ボランティア活動奨励賞

・・・被表彰団体等の選考は、審査会の下に置かれる幹事会による事前調査の結果報告等をもとに行われます*。

* 必要に応じて追加資料の提出を求めるほか、現地調査等を行い、その結果を審査会に報告します。

【審査基準】

| 基本的な視点 | 評価項目と配点 | | | |
|-------------|---------|---|----|-----|
| 過去の活動に対する評価 | 先進性・普及性 | 他のボランティア団体等の活動のモデルとなるような実践的な活動か | 5点 | 10点 |
| | 実績 | これまで継続して取り組んできた活動は、社会にとって必要性、重要性が高く、地域社会への貢献度が高いものか | 5点 | |
| 今後の活動に対する評価 | 波及性 | 地域や社会の課題に光を当てたもので、他のボランティア団体等の活動に大きな影響を与えることが見込まれるか | 5点 | 10点 |
| | 継続性 | 今後も活動を継続させ、地域社会に貢献することが期待できるか | 5点 | |
| 受賞の効果 | 受賞の効果 | 受賞を契機として、活動がさらに発展していくことが期待できるか | 5点 | 5点 |
| 合 計 | | | | 25点 |

【令和元年度ボランティア活動奨励賞受賞者一覧】

| | | | | |
|------|---|--|--------|---------|
| 1 | 団体名 | おもちゃひろばロリポップ | | |
| | 代表者 | 西村 玲子 | | |
| | 所在地 | 藤沢市 | 活動開始時期 | 平成18年9月 |
| | 活動分野 | 子どもの健全育成 | | |
| | 活動の概要 | 知的障がい児者のニーズに合わせた安全性の高い布製おもちゃの提供 | | |
| 選考理由 | 知的障がい児が楽しみながら学ぶことのできるおもちゃを、当事者・支援者のニーズに基づいて開発・製作し、それを貸出等を通じて普及するという、非常に特殊でありかつ必要性の高い事業に、十年以上にわたって地道に取り組まれてきたことを、高く評価しました。とりわけ障がい児、家族、特別支援学校の教諭、放課後等デイサービスの支援員、おもちゃ製作に携わるボランティア団体等、多くの関係者の連携によって、アイデアと想いの詰まったおもちゃが生み出され、それが障がい児の暮らしと学びを豊かなものにする、敬遠しがちな医療機関の受診行為にもつながるツールとなること等、この取組の社会的意義は極めて大きいものです。今後とも、おもちゃが生まれるプロセスを重視しつつ、こうした取組が、社会で一層共有されていくようになることを期待しています。 | | | |
| 2 | 団体名 | 特定非営利活動法人 JUNKO Association | | |
| | 代表者 | 松岡 良樹 | | |
| | 所在地 | 鎌倉市 | 活動開始時期 | 平成7年6月 |
| | 活動分野 | 国際協力 | | |
| | 活動の概要 | 明治学院大学の学生を中心としたベトナム・ミャンマーでの教育支援・文化交流事業 | | |

| | | | | |
|---|-------|--|--------|-------------|
| | 選考理由 | <p>四半世紀にわたり、国際 NGO としてベトナム、ミャンマーで教育支援・文化交流の活動を継続して行ってきたこと、また、一方的な支援ではなく日本の大学生・高校生による国際交流を進めてきたことを評価しました。大学生主体の活動ながら、法人化し、現地や日本の変化に合わせて活動を継続してきたこと、活動を経験した卒業生が神奈川県だけではなく各地で活躍していることが、貴団体の大きな成果でしょう。これまでの活動を深化させつつ、基金の立上げなど現地との新しい協働事業も開始しており、貴団体の活動がさらにグローバルな市民社会の形成に貢献するものと期待しています。</p> | | |
| 3 | 団体名 | NPO 法人平塚のら猫を減らす会 | | |
| | 代表者 | 平田 昇 | | |
| | 所在地 | 平塚市 | 活動開始時期 | 平成 14 年 4 月 |
| | 活動分野 | まちづくりの推進 | | |
| | 活動の概要 | のら猫に関わるトラブルゼロを目指した地域猫活動の実施 | | |
| | 選考理由 | <p>地域で社会問題化している「猫トラブル」の発生メカニズムの分析を踏まえ、「のら猫をゼロにするのではなく、のら猫に関わる住民間トラブルをゼロにする」という問題の本質を捉えた解決策を見出し、団体設立から 18 年にわたって、不妊・去勢手術をした猫 5,000 匹以上、譲渡会等で里親に引き取られた猫 900 匹という地道な活動実績を積み上げてこられました。また、平塚市との協働事業を通じて、地域住民同士のコミュニケーションにより猫トラブルを減少させるとともに、企業を巻き込み、助成金に頼らず自己負担のない活動資金調達を実現するなど、自立した事業活動プロセス・モデルを構築し、町づくりに寄与していることに感動しました。</p> <p>「人間によって作り出した問題は、人間が知恵を出し行動することでしか解決できない」というお手本を示したものと高く評価します。</p> <p>これからも貴団体の目標達成に向けて活動を継続させるとともに、同様の問題を抱えている他地域への啓発やノウハウの移転など、活動の波及に向けた今後の展開にも期待しています。</p> | | |
| 4 | 団体名 | NPO 法人海の森・山の森事務局 | | |
| | 代表者 | 豊田 直之 | | |
| | 所在地 | 横浜市港北区 | 活動開始時期 | 平成 24 年 1 月 |
| | 活動分野 | 環境の保全 | | |
| | 活動の概要 | 河川や海岸、海底のゴミ拾いや小学生向けの環境出前授業及び実習などの実施 | | |

| | | | | |
|---|-------|---|--------|---------|
| | 選考理由 | <p>河川や海底などのごみを回収し、環境を改善するという具体的な行動に加え、その活動を見える形にして環境保護の啓発に生かしています。</p> <p>特に、環境出前授業という子どもへの働きかけでは、単に環境の大切さを説くだけでなく、子ども自身が何をできるのかを考え、行動することにつながったことにも価値があります。</p> <p>団体の活発な活動に加え、会員数が順調に増えていることも心強いです。現在は理事長が活動の多くを担っていますが、会員増によりその負担も徐々に解消されていくことでしょう。</p> <p>今後は、横浜市内に限らず、賛同する県民や他の団体とつながりを作ることで、活動がさらに飛躍することを期待しています。</p> | | |
| 5 | 団体名 | 一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター | | |
| | 代表者 | 高津 妙理 | | |
| | 所在地 | 横浜市中区 | 活動開始時期 | 平成19年8月 |
| | 活動分野 | 子どもの健全育成 | | |
| | 活動の概要 | 離婚や別居等の理由により離れて暮らす親子のための面会交流支援事業 | | |
| | 選考理由 | <p>離婚や別居によって親と離れて暮らす子どもの面会交流支援という難しい社会的課題に、12年にわたってきめ細かく取り組んでおられることを高く評価いたしました。無事故・無事件で支援が継続されていることは、慎重な対応体制づくりに多大な努力を払ってこられた成果です。年間支援合計回数が600回超と増大する中、多様な人を巻き込みスタッフとしての人材育成を行うとともに、弁護士等の専門家と連携するなど、支援の質を確保していること、また、面会交流支援に加え、相談や交流会も実施するなど、手厚い支援を行っていることも他団体のモデルとなるものです。</p> <p>今後も個々の家庭に応じた丁寧な寄り添い支援を、関係機関などとのつながりも深めつつ、多くの人の参加を促進しながら進めていくことで、県域に支援の輪が広がっていくことを期待しています。</p> | | |